

文京区手話言語条例等を踏まえた区議会の取り組みについて

1 概 要

令和6年4月に制定された文京区手話言語条例等を踏まえ、区議会においても、障害の有無にかかわらず、だれもが等しく情報取得できる環境を整えるため、令和7年6月定例議会より、以下の取り組みを実施する。

2 実施内容

(1) 手話通訳者派遣の対象会議拡大 拡 充

これまで本会議を対象に実施していた手話通訳者派遣について、新たに委員会を対象に含める。

(2) 要約筆記者派遣の実施 新 規

本会議、委員会を対象に、要約筆記者の派遣を行う。

※ (1)、(2)ともに、希望する会議の7日前に区議会事務局に申し込み

(3) 委員会でのリアルタイム字幕システム導入 拡 充

令和6年度に、議場で導入したリアルタイム字幕システムについて、新たに委員会室傍聴席に導入する。

なお、令和7年9月定例議会の決算審査特別委員会のインターネット生中継では、リアルタイム字幕を表示した配信を行う。

(4) ヒアリンググループ設置 新 規

難聴の方への聞こえの支援として、議場及び第一・第二委員会室傍聴席にヒアリンググループを設置するとともに、ヒアリンググループに対応する補聴器を持っていない方に対して、ヒアリンググループ専用受信機の貸出しを行う。

第一委員会室レイアウト(令和7年6月定例議会以降)

